

令和3年1月22日

保護者のみなさまへ

羽曳野市市長公室
こども未来室こども課長

緊急事態宣言発出に伴う市内認可保育園・認定こども園の対応について

日頃より本市教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年1月14日（木）から2月7日（日）までの間、大阪府において緊急事態宣言が発出されています。今回の宣言において、保育所等の対応については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所する方針が国から要請されています。そのため、市内の認可保育園・認定こども園では、原則通常通り運営しています。

しかしながら、現在の府内の感染状況等からも、より一層の新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む必要があることから、各ご家庭におかれましては、下記の点にご留意いただきながら、持続的な園運営にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 保育園・認定こども園の利用にあたってのお願い

- ・送迎時、保護者の方はマスクの着用等、園の感染対策にご協力をお願いします。
- ・園児及びご家族の健康管理と健康観察を行ってください。登園前は、園児及び保護者の方は必ず検温をしてください。発熱時（解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでを含む）の登園・送迎は自粛してください。
- ・園児が保育時間中、急な発熱等の症状がある場合は、各園から保護者に連絡しますので、すみやかに迎えをお願いします。
- ・感染拡大防止の観点から、混雑時間帯を避けての送迎や、保護者の勤務終了後は、すみやかに迎えに来ていただく、在宅勤務の日は、勤務時間に応じたご利用とさせていただき、仕事の休日等によりご家庭等で保育ができる場合にはお休みいただくなど、可能な範囲で各ご家庭のご協力をお願いします。
- ・園児及び同居のご家族が、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合や、PCR検査を受けることになった場合だけでなく、濃厚接触者と特定された場合にも、必ず各園にご連絡をお願いします。

2 臨時休園等の対応について

園児・職員で新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、原則臨時休園とします。休園期間については、各園における臨時休園等の基本方針（※）に沿って対応することとしますが、再開にあたっては感染状況や、保健所等との協議により休園期間が延長される場合があります。

（※本市では、公立・民間園それぞれ「新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の保育園等における臨時休園等の基本方針（令和2年12月23日時点）」をお示ししています。）